

八王子市立四谷中学校 いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは

(1) いじめの定義〈「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）〉

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該以外児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、心身的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことです。（●心理的 ■物理的）

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性があるとして判断した事例全てに対して、適切に対応すること。

(3) 「けんか、いじり、からかい」と「いじめ」との区別

「けんか、いじり、からかい」と「いじめ」との決定的な違いは、そこに「対等な力関係があるかどうか」「動機とそれに伴う感情」の2点があります。「けんか」はどちらかが歩み寄れば関係は修復されます。「からかい」も対等な関係があり、からかわれた子どもが傷つかないケースがほとんどです。それに対し、「いじめ」は相手の気持ちをないがしろにし、執拗に特定の子をあざけり、攻撃をします。

※「あざけり」…力関係が対応でない、相手を傷つけようとする意図がある、相手の自尊心を損なおうという意図がある、悪意から発している。

2 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員に、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や保護者、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいく。

3 いじめ対策委員会の設置

学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、校務分掌組織図に位置付けます。「いじめ対策委員会」とは、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織です。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・特別支援コーディネーター・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーです。毎週水曜日に定例会を基本とし、いじめの疑われる事案の把握、いじめか否かの判断、対応方針の確認、解消の判断などを行います。また、学校のいじめ防止基本方針の見直しなども行います。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行います。

4 未然防止や早期発見のための取組

- ① 生活振り返りアンケートを実施（ふれあい月間のアンケートも含む）し、いじめ防止・早期発見・状況改善の取組を行う。
- ② 毎週水曜日放課後に二者面談を実施、いじめ防止や学校生活の不安や悩みについて聞き取り、指導、助言を行う。
- ③ スクールカウンセラーによる全員面接（1年生は6月末まで）を実施する。2・3年生は必要に応じて実施する。
- ④ SNS を通じて行われるいじめ防止のためにセーフティ教室を実施する。
- ⑤ 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己と他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に実施する。
- ⑥ コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ⑦ 生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑧ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑨ 生徒会、児童会が中心となりいじめ防止ための取組や協働のあいさつ運動を実施する。

5 いじめが発生した場合の対応

流れ	学校の取組
いじめ情報のキャッチ	<ul style="list-style-type: none">・学級担任、教職員による観察・子ども・保護者の訴え・生活振り返りアンケート、子ども見守りシートから・外部からの情報・発見者及び認知者は、直ちに校長・副校長に報告（5W1Hを正確に）「誰が」「いつ」「どこで」「誰と」「何を」「どのように」
正確な実態把握	<ul style="list-style-type: none">・当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。・個々に聞き取りを行う。（話しやすい人や場所等の配慮、複数の教職員で聞き取

	<ul style="list-style-type: none"> り、情報提供者の秘密を守る) ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 ・関係保護者へ連絡・説明
指導体制、指導方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会で情報の共有、指導体制、指導方針決定 ・指導のねらいを明確にする。 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を考える。 ・学校運営協議会、教育委員会、関係機関（SC,SSW）との連携を図る。
子どもへの指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。 ・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 ・加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。
保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・直接会って、具体的な対策を話す。 ・被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。
関係機関との連携及び継続観察・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に指導や支援を行う。 ・SC等の活用も含め心のケアにあたる。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる指導を行う。 ・いじめ対策委員会による解消の判断を行う。 ・教育委員会へ経過を報告するとともに、関係機関との連携を図る。

6 重大事態への対処

- ① 教育委員会と連携して、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。